

平戸市情報セキュリティ基本方針(平成18年平戸市訓令第5号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、平戸市(以下「本市」という。)の保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性の維持を確保するため、情報資産の取扱いと情報セキュリティ対策の基本的な考え方及び方策を定め、もって本市の情報資産の管理を徹底することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 情報セキュリティ基本方針における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)をいう。
- (2) 情報システム 業務に使用するコンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 行政情報 本市の行政事務の執行に関わる情報で、かつ、情報システムで取り扱うものをいう。
- (4) 情報資産 情報システム及び行政情報をいう。
- (5) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (6) 情報セキュリティポリシー この訓令及び第9条に規定する情報セキュリティ対策基準をいい、情報セキュリティ対策の最高位に位置するものとする。
- (7) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (8) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (9) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) マイナンバー利用事務系(個人番号利用事務系) 個人番号利用事務(社会保障、地方税若しくは防災に関する事務)又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。
- (11) LGWAN接続系 人事給与、財務会計及び文書管理等LGWANに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう(マイナンバー利用事務系を除く。)
- (12) インターネット接続系 インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。
- (13) 通信経路の分割 LGWAN接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。
- (14) 無害化通信 インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。
- (15) 外部サービス クラウドサービス、WEB会議システム及びソーシャルメディア等の庁外のネットワーク機器又はシステム等を利用するサービスをいう。

(一部改正〔令和3年訓令16号〕)

(適用範囲)

第3条 情報セキュリティポリシーの適用範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業(以下「実施機関」という。)
- (2) 実施機関における情報資産
- (3) 実施機関の[地方公務員法\(昭和25年法律第261号\)第3条](#)に規定する地方公務員及び平戸市立の小学校及び中学校に勤務する[市町村立学校職員給与負担法\(昭和23年法律第135号\)第1条](#)に規定する職員(以下「職員等」という。)
- (4) 実施機関における外部委託事業者
- (5) 実施機関以外の機関において本市が管理する情報資産

(一部改正〔令和3年訓令16号〕)

(職員等及び外部委託事業者の義務)

第4条 本市が所掌する情報資産に関する業務に携わる全ての職員等及び外部委託事業者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、情報資産の利用に当たっては情報セキュリティポリシー及び[第10条](#)に規定する情報セキュリティ実施手順を遵守する義務を負うものとする。

(一部改正〔令和3年訓令16号〕)

(セキュリティ管理体制)

第5条 [第3条](#)に規定する者は、本市の情報資産について、適切に情報セキュリティ対策を推進・管理するための体制を確立するものとする。

(情報資産の分類)

第6条 [第3条](#)に規定する者は、情報資産をその重要度に応じて分類し、それに応じたセキュリティ対策を行うものとする。

(情報資産への脅威)

第7条 情報セキュリティポリシーを実施するに当たり、特に認識すべき情報資産への脅威は、以下のとおりとする。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災、風水害等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

(一部改正〔令和5年訓令3号〕)

(情報セキュリティ対策)

第8条 [第3条](#)に規定する者は、本市の情報資産を[前条](#)の脅威から保護するため、以下の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

- (1) 情報システム全体の強靱性の向上 情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性、利便性の観点から踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。
 - ア マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。
 - イ LGWAN接続系においては、LGWANと接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。
 - ウ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、都道府県と市区町村のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。
- (2) 物理的セキュリティ対策 情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・妨害等から保護するため、入退室や機器管理上の物理的な対策を講ずる。
- (3) 人的セキュリティ対策 情報セキュリティに関する権限や責任等を定め、全ての職員等に情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底する等、十分な教育及び啓発が講じられるように必要な対策を講ずる。
- (4) 技術的セキュリティ対策 情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策等の技術的対策を講ずる。
- (5) 運用 情報セキュリティポリシーの実効性を確保するため、情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じ、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。
- (6) 業務委託 業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。
- (7) 外部サービス(クラウドサービス)の利用 外部サービス(クラウドサービス)を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。
- (8) ソーシャルメディアサービスの利用 ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(一部改正〔令和3年訓令16号・5年3号・7年2号〕)

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第9条 実施機関は、[前条](#)の情報セキュリティ対策を講ずるため、職員等が遵守すべき事項及び判断等の統一的な基準を定めた情報セキュリティ対策基準を策定するものとする。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第10条 実施機関は、個々の情報資産に関する情報セキュリティ対策を講ずるため、情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

2 情報セキュリティ実施手順は、公開することにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼす恐れのある情報であることから非公開とする。

(一部改正〔令和3年訓令16号〕)

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第11条 実施機関は、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、定期的に監査及び自己点検を実施する。

(評価・見直し)

第12条 実施機関は、情報セキュリティポリシーに定める事項及び情報セキュリティ対策の評価、情報システムの変更、新たな脅威等情報セキュリティを取り巻く状況の変化を踏まえ、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを実施するものとする。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月21日訓令第16号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(令和5年3月27日訓令第3号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(令和7年3月21日訓令第2号)

この訓令は、令達の日から施行する。